

中期目標の達成状況に関する評価結果

国立大学法人京都大学

法人番号：55

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】</p> <p>I 教育に関する目標</p> <p>3. 優れた点、改善を要する点、特色ある点 (優れた点) 該当箇所：二つ目の○の中段。</p> <p>【原文】</p> <p>「...学生センターにおいて、修学・生活相談、課外活動を支援しており、また、学生のボランティア活動や海外留学の支援として、医療ボランティア登録・認定制度を発足しているほか、学生の海外留学意欲の醸成と派遣機会・支援体制の充実を図るために「京都大学留学フェア」、「国際交流科目」等の開設に取り組んでいることは、...」</p> <p>【申立内容】</p> <p>【修正文案】 のとおり変更願いたい。</p> <p>【修正文案】</p> <p>「...学生センターにおいて、修学・生活相談、課外活動を支援している。また、学生のボランティア活動の支援として、医療ボランティア登録・認定制度を発足しているほか、海外留学の支援として学生の海外留学意欲の醸成と派遣機会・支援体制の充実を図るために「京都大学留学フェア」、「国際交流科目」等の開設に取り組んでいることは、...」</p> <p>【理由】</p> <p>ボランティア活動への支援と海外留学への支援が文章の中で混在しているので、文章を分割することで、両支援内容を明確にしたい。</p>	<p>【対応】</p> <p>意見のとおりとする。</p>

<p>(「京都大学留学フェア」においてボランティア活動の支援は行っていない。)</p>	
---	--

学部・研究科等の教育に関する現況分析結果

国立大学法人京都大学

法人番号： 55

学部・研究科等番号・名称： 2・文学研究科

申立ての内容	申立てへの対応
<p>[評価項目] I 教育水準 4. 学業の成果</p> <p>[原文] 「学業の成果に関する学生の評価」については、<u>学生の評価は各専修・教員単位での意見聴取にとどまっております、その結果を組織として把握し、共有する状況にないことから、期待される水準を下回ると判断される。</u> 以上の点について、文学研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、学業の成果は、文学研究科が想定している関係者の「期待される水準を下回る」と判断される。</p> <p>[申立内容] [修正文案] の通り変更願いたい</p> <p>[修正文案] 「学業の成果に関する学生の評価」については、<u>学生の評価は各専修・教員単位での意見聴取を日常的に行っており、そのなかで重要なものは系の打ち合わせ会を経て、教授会上程されるという形で組織として共有されていることから、期待される水準にあると判断される。</u> 以上の点について、文学研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、学業の成果は、文学研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。</p> <p>[理由] 「学生の評価は各専修・教員単位での意見聴取にとどまっております、その結果を組織として把握し、共有する状況にない」という判断は事実認識に基づくものである。現況調査表の「分析項目I 教育の実施体制」に、「本研究科における教育の基礎単位は専修であり、教育はそれぞれの専修を基本として行われている。したがって授業のほとんどは少人数教育であり、とくに演習は文献講読や研究発表を主とする双方向授業であるため、教員と学生の関係は緊密であり、授業・指導を通じて学生の意見の聴取は日常的に聴取されており、それに基づく専修単位での授業・カリキュラムの改善は常時行われ、科目の設</p>	<p>【対応】 原案のとおりとする。</p> <p>【理由】 本観点は、組織として把握した学生の具体的な評価結果を求めるものであるが、その記述がないため。</p>

<p>定や必修科目の改定、非常勤講師の選択等に活かされている。さらにそれらの意見の中で重要なものは系の打ち合わせ会に提出されて検討され、その検討内容をもとにさらに第2委員会で審議し、改善すべき事項があれば教授会上程され、審議決定する。」と示されている通りである。</p>	
---	--

国立大 国立大学法人 京都大学

法人番号：55

学部・研究科等番号・名称：3 教育学部

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 I 教育水準 4. 学業の成果</p> <p>【判断理由】</p> <p>【原文】 「・・・意欲や能力が高い学生への対応は優れていると判断できる一方で、<u>留年・退学・離籍者が非常に多いこと、その事態への対応が不明確であることから</u>、・・・</p> <p>【申立内容】 【修正文案】の通り変更願いたい</p> <p>【修正文案】 「・・・意欲や能力が高い学生への対応は優れていると判断できる一方で、<u>留年者が非常に多いこと、その事態への対応が不明確であることから</u>、・・・</p> <p>【理由】 留年者数はともかく、「退学・離籍者が非常に多い」という事実はない。</p>	<p>【対応】 意見のとおりとする。</p>

国立大 国立大学法人 京都大学

法人番号：55

学部・研究科等番号・名称：3 教育学部

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 I 教育水準 4. 学業の成果</p> <p>【判断理由】</p> <p>【原文】 「・・・意欲や能力が高い学生への対応は優れていると判断できる一方で、<u>留年・退学・離籍者が非常に多いこと、その事態への対応が不明確であることから、</u>・・・</p> <p>【申立内容】 【修正文案】の通り変更願いたい</p> <p>【修正文案】 「・・・意欲や能力が高い学生への対応は優れていると判断できる一方で、<u>留年者が非常に多いこと、その事態への対応が不明確であることから、</u>・・・</p> <p>【理由】 留年者数はともかく、「退学・離籍者が非常に多い」という事実はない。</p>	<p>【対応】 意見のとおりとする。</p>

学部・研究科等の研究に関する現況分析結果

国立大学法人京都大学

法人番号：55

学部・研究科等番号・名称：20 再生医科学研究所

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 1 研究水準 2 研究成果の状況</p> <p>【判断理由】</p> <p>【原文】 「・・・iPS細胞の作成法の考案とその応用が、これまでのヒトES細胞の樹立法の欠点を克服し、新しい再生医療の道を開く画期的な研究として世界で絶賛されていることである。」</p> <p>【申立内容】 【修正文案】 のとおり変更願いたい</p> <p>【修正文案】 「・・・iPS細胞の作成法の考案とその応用は、多能性幹細胞の標準（ゴールドスタンダード）としてのES細胞の重要性は変わらないとしても、ヒトES細胞株がヒト余剰胚から樹立されることによる生命倫理上の問題点を克服し、再生医療に用いる新たな多能性幹細胞株としての可能性を開く画期的な研究として世界で絶賛されていることである。」</p> <p>【理由】 「樹立法の欠点」という表現は中身が不明で誤解を生むので、「生命倫理上の問題点」と変更した。また、ES細胞から臨床応用が始まり、iPS細胞がその後いつ臨床的に使用できるようになるかは不透明である、という世界的なコンセンサスを反映した。</p>	<p>【対応】 意見を踏まえ、判断理由の一部を修正する。</p> <p>【理由】 意見の一部に、現況調査表に記載のない新たな根拠が含まれているため、その点を除き、以下のとおり修正する。</p> <p>○判断理由 「・・・iPS細胞の作成法の考案とその応用は、再生医療に用いる新たな多能性幹細胞株としての可能性を開く画期的な研究として世界で絶賛されていることである。」</p>

学部・研究科等の研究に関する現況分析結果

国立大学法人京都大学

法人番号：55

学部・研究科等番号・名称：20 再生医科学研究所

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 1 研究水準 2 研究成果の状況</p> <p>【判断理由】</p> <p>【原文】 「・・・iPS細胞の作成法の考案は、<u>これまでのヒトES細胞の樹立法の欠点を克服し、新しい再生医療の道を開く画期的な研究が行われているという点で「期待される水準を大きく上回る」と判断される。</u>」</p> <p>【申立内容】 【修正文案】 のとおり変更願いたい</p> <p>【修正文案】 「・・・iPS細胞の作成法の考案は、<u>多能性幹細胞の標準（ゴールドスタンダード）としてのES細胞の重要性は変わらないとしても、ヒトES細胞株がヒト余剰胚から樹立されることによる生命倫理上の問題点を克服し、再生医療に用いる新たな多能性幹細胞株としての可能性を開く画期的な研究が行われているという点で「期待される水準を大きく上回る」と判断される。</u>」</p> <p>【理由】 「樹立法の欠点」という表現は中身が不明で誤解を生むので、「生命倫理上の問題点」と変更した。また、ES細胞から臨床応用が始まり、iPS細胞がその後いつ臨床的に使用できるようになるかは不透明である、という世界的なコンセンサスを反映した。</p>	<p>【対応】 意見を踏まえ、判断理由の一部を修正する。</p> <p>【理由】 意見の一部に、現況調査表に記載のない新たな根拠が含まれているため、その点を除き、以下のとおり修正する。</p> <p>○判断理由 「・・・iPS細胞の作成法の考案とその応用は、<u>再生医療に用いる新たな多能性幹細胞株としての可能性を開く画期的な研究が行われているという点で「期待される水準を大きく上回る」と判断される。</u>」</p>

学部・研究科等の研究に関する現況分析結果

国立大学法人京都大学

法人番号： 55

学部・研究科等番号・名称： 32・放射線生物研究センター

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 I 研究水準 2. 研究成果の状況</p> <p>【判断理由】</p> <p>【原文】 「研究成果の状況」について、<u>研究業績数は多くはないが、</u>学術面では、…</p> <p>【申し立て内容】 上記下線部分（研究業績数は多くはないが、）を削除願いたい。</p> <p>【修正文案】 「研究成果の状況」について、学術面では、…</p> <p>【理由】 研究業績数については、選定数が大学評価・学位授与機構に指示されていたため（「平成19年5月1日に在籍している助教以上の専任教員数の50%を最大値とします。」－「実績報告書作成要領」参照－）、その指示に従った業績数で提出した。そのことにより、本センターの実際の研究業績数が少ないと受け取られかねない記載を評価結果に載せられるのは不本意であるため、下線部分を削除願いたい。</p>	<p>【対応】 意見のとおりとする。</p>